定款

昭和24年8月1日 定 制 昭和25年11月28日 一部変更 一部変更 昭和26年3月3日 昭和26年8月20日 一部変更 一部変更 昭和29年5月28日 昭和31年5月30日 一部変更 昭和32年11月27日 一部変更 昭和34年5月28日 一部変更 昭和37年11月28日 一部変更 昭和42年4月1日 一部変更 昭和43年3月31日 一部変更 一部変更 昭和45年5月27日 昭和47年11月27日 一部変更 昭和50年5月28日 一部変更 昭和57年6月28日 一部変更 昭和57年10月1日 一部変更 平成元年6月29日 一部変更 平成3年6月27日 一部変更 平成5年4月1日 一部変更 一部変更 平成5年6月30日 平成6年6月29日 一部変更 平成9年6月27日 一部変更 平成10年6月26日 一部変更 平成13年4月18日 一部変更 平成14年6月21日 一部変更 平成15年1月20日 一部変更 平成15年4月1日 一部変更 平成18年6月23日 一部変更 平成24年 4 月24日 一部変更 平成24年6月22日 一部変更 平成25年4月1日 一部変更 平成25年6月27日 一部変更 令和 4 年 6 月 29日 一部変更

日本製紙株式会社

日本製紙株式会社定款

第1章 総則

(商号)

第1条 当会社は日本製紙株式会社と称し、英文では、Nippon Paper Industries Co., Ltd. と表示する。

(目的)

- 第2条 当会社は、次の事業を営むこと、ならびに次の事業を営む会社およびこれに相当 する事業を営む外国会社の株式を所有することにより、当該会社の事業活動を支配・ 管理することを目的とする。
 - (1) 紙類、パルプ類の製造、加工および売買
 - (2) 紙製容器、その他包装用品の製造、加工および売買
 - (3) 林業および製材業ならびに木材チップの製造、加工および売買
 - (4) 古紙などの製紙用原材料の売買
 - (5) 医薬品、化粧品、食品、食品添加物、清涼飲料水、飼料、飼料添加物および肥料の製造、加工および売買
 - (6) 化学工業薬品ならびに工業用、土木建築用の合成樹脂材料の製造、加工および 売買
 - (7) プラスチックフィルムの製造、加工および売買
 - (8) パーティクルボード、建具、家具、建築資材およびコンクリート混和剤の製造、 加工および売買
 - (9) 造園、緑化工事の企画、設計、施工ならびに緑化用樹木、緑化資材の製造および売買
 - (10) 電気供給事業
 - (11) 前各号に関連する設備、機械器具類の設計、製作、売買、リースおよび技術指導
 - (12) 不動産の売買、貸借およびその仲介ならびに管理および鑑定
 - (13) 土木建築および宅地造成の設計、監理および施工
 - (14) 環境計量証明に関する業務
 - (15) ホテル、飲食店、スポーツ施設・ゲームセンターなどの娯楽場の経営
 - (16) 損害保険代理業および生命保険の募集に関する業務
 - (17) 倉庫業
 - (18) 一般貨物自動車運送事業および貨物運送取扱事業
 - (19) 印刷業
 - (20) 衣料品および日用雑貨品の売買
 - (21) 産業廃棄物処理業

- (22) 事務用機械器具および車両のリース
- (23) 金銭の貸付け
- (24) 前各号に関連する業務

当会社は、前項各号に付帯または関連する一切の事業を営むことができる。

(本店所在地)

第3条 当会社は、本店を東京都北区に置く。

(機 関)

- 第4条 当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。
 - (1) 取締役会
 - (2) 監査役
 - (3) 監査役会
 - (4) 会計監査人

(公告方法)

第5条 当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、東京都において発行する 日本経済新聞に掲載して行う。

第2章 株式

(発行可能株式総数)

第6条 当会社の発行可能株式総数は、3億株とする。

(自己の株式の取得)

第7条 当会社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の 株式を取得することができる。

(単元株式数)

第8条 当会社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

- 第9条 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利 を行使することができない。
 - (1) 会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利
 - (2) 会社法第 166 条第 1 項の規定による請求をする権利
 - (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当て を受ける権利
 - (4) 次条に定める請求をする権利

(単元未満株式の買増)

第10条 当会社の株主は、株式取扱規則に定めるところにより、その有する単元未満株式 の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。

(株主名簿管理人)

第11条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これ

を公告する。

当会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびにこれらの備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取扱わない。

(株式取扱規則)

第12条 当会社の株式に関する取扱いおよび手数料ならびに株主の権利行使の方法は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

第3章 株 主 総 会

(招集)

第13条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から3か月以内に招集し、臨時 株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。

株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議に基づき取締役社長が招集する。

取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い 他の取締役がこれを招集する。

(定時株主総会の基準日)

第14条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

(議長)

第15条 株主総会の議長は取締役社長がこれに当る。取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い他の取締役がこれに当る。

(電子提供措置等)

第16条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(決議方法)

第17条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した 議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議 決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行 う。

(議決権の代理行使)

第18条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行 使することができる。

株主または代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

第4章 取締役および取締役会

(員数)

第19条 当会社の取締役は、12名以内とする。

(選任)

第20条 取締役は、株主総会において選任する。

取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

取締役の選任決議は、累積投票によらない。

(任期)

第21条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する 定時株主総会の終結の時までとする。

補欠または増員のため選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。

(代表取締役および役付取締役)

第22条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社 長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。

取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に 従い他の取締役がその職務を代行する。

(取締役会の招集)

第23条 取締役会は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、取締役会長がこれを招集する。

取締役会長に欠員または事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い他の取締役がこれを招集する。

取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し会日の5日前までに発する。ただし緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 取締役および監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の議長)

第24条 取締役会の議長は取締役会長がこれに当る。取締役会長に欠員または事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い他の取締役がこれに当る。

(取締役会の決議)

第25条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席取締役の過半数をもって行う。

当会社は、会社法第 370 条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

(社外取締役の責任限定契約)

第26条 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外取締役との間に、任務 を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。た だし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第5章 監査役および監査役会

(員数)

第27条 当会社の監査役は、4名以内とする。

(選任)

第28条 監査役は、株主総会において選任する。

監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(補欠監査役の選任に係る決議の有効期間)

第29条 補欠監査役の選任に係る決議の有効期間は、選任後2年以内に終了する事業年度 のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

(任期)

第30条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する 定時株主総会の終結の時までとする。

任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(常勤の監査役および常任監査役)

第31条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

監査役会は、その決議によって常任監査役を置くことができる。

(監査役会の招集通知)

第32条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し会日の5日前までに発する。ただし 緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。

(監査役会の決議)

第33条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

(社外監査役の責任限定契約)

第34条 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第6章 会計監査人

(選任)

第35条 会計監査人は、株主総会において選任する。

(任期)

第36条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

第7章 計 算

(事業年度)

第37条 当会社の事業年度は毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

(剰余金の配当の基準日)

第38条 当会社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(中間配当)

第39条 当会社は取締役会の決議によって毎年9月30日を基準日として、中間配当をすることができる。

(配当金の除斥期間)

第40条 配当財産が金銭である場合には、その支払開始の日から満5年を経過してもなお 受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

配当財産には、利息をつけない。

附 則

- 第1条 現行定款第16条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の削除および変更案第16条(電子提供措置等)の新設は、会社法の一部を改正する法律 (令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日(以下「施行日」という)から効力を生ずるものとする。
- 第2条 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主 総会については、現行定款第16条はなお効力を有する。
- 第3条 本附則は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月 を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。